相談事例

ID: 01-01-003

相談タイトル

新築中の分譲マンションの契約解除について(新型コロナ関連)

Q:ご相談内容

新築中の分譲マンションを、昨年契約し二ヶ月前に手付金を支払ったが、新型コロナウィルス感染拡大の影響で収入が減ってしまったため、転職でもしないとローンが支払えない。

現時点で、契約を解除したいと考えているが、契約書には契約解除時の違約金等について記載されている。新型コロナウィルス感染拡大の影響という事なので、違約金等支払わなくても良いのではと思うが、どのような扱いになるのか聞きたい。

A:回答

今回の新型コロナウィルス感染拡大に関しては予想できないことではありますが、契約の解除については、契約書に記載されている契約解除の条項にしたがった対応が基本となります。

契約解除条項の中に、感染症の拡大等が原因となる解約の扱いが在れば、その内容に従うこととなりますが、記載がない場合は、新型コロナウィルスに関する内容は契約の相手方との個別の交渉となります。